

9.主な医療福祉制度について

病院から退院して、在宅で生活し始めると病院との関わりを中心とした医療に加えて、在宅医による訪問診療、看護師による訪問看護、療法士による訪問リハビリテーションなどの在宅医療も必要な場合が出てきます。また、医療では充分と言えない普段の生活サポートとしての福祉サービスも必要な場合が少なからずあります。療育の場を提供する児童発達支援、放課後等デイサービスや、学校卒業後の生活サポートをする生活介護、就労の場を提供したり橋渡しをしていく就労支援等、様々な生活シーンに合わせて様々なサービスがあります。岐阜県では重症心身障がい在宅支援センター「みらい」が医療と福祉双方の相談窓口として機能しています。気軽に相談して頂ければと思います。

この章では、利用できる医療や福祉サービスの種類、サービスを利用する上で取得しておくべき手帳の類いや、利用に際して知っておくべき公的助成制度等について述べさせていただきます。

1. 医療サービスの種類

① 医療給付（公費負担医療制度）

医療保険の利用に際して、自己負担分を国・県・市町村が助成する制度です。居住地により適応される年令や、費用の助成の仕方が異なります。例えば岐阜県では、出生後、出生届の提出に連動した乳幼児医療費助成制度により義務教育終了までは医療費の窓口での自己負担分支払いは免除されます。他県では、対象年令が18歳までであったり、自己負担分を窓口で一度支払った後に、後日還付されたりする場合があります。

医療給付の種類

- ・乳幼児医療費助成制度：出生届を提出すると対象となります。小児の医療費の自己負担分を市町村が助成します。岐阜県では全市町村で少なくとも義務教育終了までは助成され、一部自治体では高校生までが対象です。
- ・重度心身障害者医療費助成制度：身体障害者手帳1～3級または療育手帳A1、A2、B1を所持しているお子さんが対象になります。在宅医療のサービスを受けるためには必須となります。

② 養育医療

体出生体重や早産などの未熟な状態で出生し入院治療を必要とする新生児が対象となります。入院している間に手続きし、退院までが給付期間になります。

③ 育成医療（自立支援医療）

身体に障害がある18歳未満の児童で、手術等の治療によって軽快の見込みのある場合が対象となります。給付対象は入院・通院の両方です。18歳以上は更生医療となり、対象疾患の身体障害者手帳が必要になります。

④ 小児慢性特定疾病

対象は18歳未満の児童で、病状が国の定める基準に合致している場合に適応されます。人工呼吸器使用など、重症申請可能な場合は自己負担がさらに軽減されます。1年毎の更新で20歳までが対象です。20歳以降は指定難病に移行できる疾患もあります。保健所に申請します。

⑤ 指定難病

厚生労働大臣が指定する難病の方について、医療費の自己負担分が軽減されます。保健所に申請します。

⑥ 産科医療保障制度

出生した児が分娩時障害により脳性麻痺等になった場合に対象となり認定によって補償される制度です。

⑦ 在宅難病患者一時入院事業

医療依存度の高い在宅難病患者を介護する家族等の負担軽減を図る為、一時入院・長時間訪問看護を実施する事業です。利用月ごとに保健所に申請する必要があります。

⑧ 在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業

在宅で人工呼吸器を装着し特別な配慮を必要とする難病の方について、訪問看護で医療保険の適用外となる

部分を支援します。委託先の訪問看護ステーションから保健所に申請します。

⑨ 岐阜県口腔保健センター障害者歯科診療所

一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者の方を対象にしています。岐阜県の協力の下、岐阜県歯科医師会が岐阜県歯科医師会館内（岐阜市加納城南通 1-18）で運営しています。

2. 福祉制度の種類や仕組み

それぞれについて簡単な説明を以下に記します。

① 児童福祉法に基づく国による自立支援給付による福祉サービス

障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付で受けられるサービス 図3

障害児通所給付	児童発達支援	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等にて、児童発達支援及び治療を行います
	放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います
入所給付	福祉型障害児入所施設	知的障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与等を行います
	医療型障害児入所施設	肢体不自由児や重症心身障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います
障害児相談支援給付	障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います

② 障害者総合支援法に基づく国による自立支援給付による福祉サービス

自立支援給付で受けられるサービス 図4

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行支援	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の支援等の外出支援を行います
	行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います
	自立生活援助	一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
地域相談支援給付	地域移行支援	入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います
支援給付	計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います

- ③ 障害者総合支援法に基づく市町村事業としての地域生活支援事業による福祉サービス
 ＊市町村毎にサービス内容は独自に定めています。以下に一般的な事例を表で示します。

令和3年度地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業	任意事業
1 理解促進研修・啓発事業	1 日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制整備 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (9) 児童発達支援センター等の機能強化等
2 自発的活動支援事業	2 社会参加支援 (1) レクリエーション活動支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	3 就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職観委託
4 成年後見制度利用支援事業	
5 成年後見制度法人後見支援事業	
6 意思疎通支援事業	
7 日常生活用具給付等事業	
8 手話奉仕員養成研修事業	
9 移動支援事業	
10 地域活動支援センター機能強化事業	

(参考) 交付税を財源として実施する事業
 ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基盤的事業
 ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改定助成 ・ 更生訓練費給付

④ 福祉サービスを利用する上で必要な手帳類の取得

- ・ 身体障害者手帳の取得：肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部機能障害など病状毎に異なった診断書を医師が作成し、自治体の審査を経て認定されると手帳が交付されます。車椅子制作の補助などは手帳の取得後に可能となります。一般的に3歳前後での取得となりますが、長期間に渡り症状が固定されていると見なされる場合に1歳前からでも取得可能な場合があります。在宅移行の前に手帳を予め取得する事が望ましいと思われます。
- ・ 療育手帳の取得：知的障害児（者）が各種の支援や相談を受けやすくするための手帳です。知能検査や発達検査に基づいて児童相談所または知的障害者更生相談所において判定され交付されます。一般的には2歳以後の取得となりますが、病状などによりそれ以前に取得できる場合があります。可能であれば、在宅移行の前に手帳取得できるか確認して下さい。

⑤ 障がい児に関する手当

- ・ 特別児童扶養手当：精神又は身体障がい有する20歳未満の児童を養育する保護者の方に支給されます。保護者の所得と病状によって支給額が決まる制度です。
- ・ 児童福祉手当：重度の障害児（身体障害者手帳1～2級程度、又は精神の障がい労働不能で常時監視や介護が必要等）を持つ父母が支給対象で、離婚、片親の死亡、父母のいずれかに一定程度の障害が有る等が要件となります。所得制限があります。
- ・ 障害児福祉手当：精神又は身体に法令で定める程度の重度の障がいがあり常時介護を要する20歳未満の障がい児に支給。所得制限があります。

特別児童扶養手当 区

支給対象者	精神又は身体に法令で定める程度の障がい有する20歳未満の児童を監護又は養育している父母又は養育者
支給制限	①手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき ②児童が施設に入所中のとき ③児童が法に定める公的年金を受給しているとき
手当額	対象児1人につき 1級 月額 52,400円 2級 月額 34,900円 ※1級、2級の程度は国民年金法別表の場合と同様です。
手当の支給	年3回(4月、8月、12月)、あらかじめ届け出た金融機関の口座に振り込まれます。
申請手続	認定請求書、戸籍謄(抄)本、住民票の写し、認定診断書(身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者は、認定診断書が省略できる場合があります。)を添えて、居住地の市町村役場に提出してください。

区 市役所又は町村役場

児童扶養手当 区

支給対象者	父又は母が重度の障がい者(身体障害者手帳おおむね、1~2級程度、又は精神の障がいが労働不能で常時監視や介護を要する程度)である場合、18歳に到達する年度末までの児童(児童が身体障害者手帳おおむね1~3級の障がい又は同程度以上の精神の障がい有する場合は20歳未満)を監護する母(監護し、かつ生計を同じくする父)又は養育する者
支給制限	①1. 特別児童扶養手当の支給制限の①に該当する場合 ※ただし児童扶養手当の所得制限を適用します。 ②1. 特別児童扶養手当の支給制限の②に該当する場合 ③請求者(受給者)が公的年金を受給している(できる)場合 ④対象児童が父又は母の死亡により公的年金を支給される場合、又は父に支給される公的年金の加算の対象となっている場合 ※平成26年12月より、公的年金の給付額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受け取ることができるようになりました。
手当額	①対象児童1人の場合 月額 全部支給 43,070円、一部支給 43,060円~10,160円 ②対象児童2人の場合(①に以下の額を加算) 月額 全部支給 10,170円、一部支給 10,160円~5,090円 ③対象児童3人以上の場合(①+②に以下の額を加算【1人あたり】) 月額 全部支給 6,100円、一部支給 6,090円~3,050円
手当の支給	年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)の隔月で、あらかじめ届け出た金融機関にて支払われます。
申請手続	特別児童扶養手当の場合と同じです。 ※障害基礎年金の加算については「3. 障害基礎年金」を参照

区 市役所又は町村役場

障害児福祉手当 区

支給対象者	精神又は身体に法令で定める程度の重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を要する20歳未満の障がい児の方
支給制限	①1. 特別児童扶養手当の支給制限の①に該当する場合 ※ただし障害児福祉手当の所得制限を適用します。 ②施設に入所中の児童 ③政令に定める公的年金を受給している場合
手当額	月額 14,850円
手当の支給	特別障害者手当の場合と同じです。
申請手続	特別障害者手当の場合と同じです。

区 市役所又は町村役場

⑥ 障害者総合支援法に基づく国による補装具・日常生活用具等の支給

・補装具について

身体上の障がいを補う為の補装具の支給(購入、修理、借受け)が受けられます。費用は種類別に基準額が決められています。補装具の例を表で示します。市町村に申請します。自己負担のある場合があります。

●補装具の種類

障がいの種類	種 目
肢体不自由者(児)	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置 ※座位保持具、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は障がい児に限る
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者(児)	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)
内部障がい者(児)	手押し型車いす等
難病患者(※)	難病患者については、病状等が異なるため、医師の意見書により必要と認められた場合支給対象となります。

・日常生活用具等について

日常生活の便宜を図るため、用具の給付もしくは貸与をする制度です。市町村に申請します。自己負担のある場合があります。参考例の表を示します。

●日常生活用具の参考例

種目	品目	対象要件
①介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換機	
	移動用リフト	
	訓練いす（障がい児を対象）	
	訓練用ベッド（障がい児を対象）	
②自立生活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい
	便器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい
	T字状・棒状のつえ	
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	上肢機能障がい
	火災警報器	障がい種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい
音声標識ガイド		
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい	
③在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい
	視覚障害者用体重計	
④情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
	情報・通信支援用具 （障害者向けパーソナルコンピュータ周辺 機器・アプリケーションソフト等）	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	視覚障害者用時計	
	視覚障害者用ワードプロセッサ （共同利用）	
	点字図書	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出
	福祉電話（貸与）	聴覚障がい又は外出困難
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がいで、電話では意思疎通困難	

種目	品目	対象要件
⑤排泄管理支援 用具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ 等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障がい 脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難 高度の排尿機能障がい
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期非進行性脳病変

※これは例であるため、市町村によって取り扱いが異なります。